

「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」の実現を目指して

舞 鶴 市

小 中 一 貫 教 育 基 本 方 針



平成27年11月

舞 鶴 市 教 育 委 員 会

はじめに

舞鶴市では、「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健康や体力」など、「知・徳・体」のバランスのとれた“生きる力”を児童生徒一人一人に確実に身に付けさせることを目標に、教育の振興に努めるとともに、教育における課題に積極的に取り組んできました。

しかし、今日の急激な少子化と核家族化の進行、家庭や地域の教育力の低下など、学校や児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、学習意欲の低下やいじめ・不登校等の課題が顕在化しています。

また、児童が中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」等の状況も問題となっています。

このような状況の中、本市では、義務教育の9年間を見通して、一貫した系統的な教育課程を展開することにより、小・中学校の円滑な接続を進める小中一貫教育は、これら課題を解決する有効な手段の一つであると考え、昨年度、学識経験者や学校関係者、保護者、地域の代表等で構成する「舞鶴市小中一貫教育在り方検討会議」を設置し、小中一貫教育の在り方について幅広く検討していただきました。

検討会議からは、「小中一貫教育は児童生徒の学習意欲の向上や確かな学力の育成、『中1ギャップ』の解消に大きな効果が期待できる」とし、「子ども達の学力の充実・向上」、「学校生活への適応（不登校、いじめ等の問題行動等の減少）」を目的として、小中一貫教育を導入する必要があると提言を受けたところです。

また、国が平成26年5月に実施した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、全国では211自治体、1,130件が小中一貫教育を導入しており、その内、約9割が「成果が認められる」と評価しています。

さらに、国においても、学力の向上や中1ギャップの解消を目的に、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」を平成27年6月24日に公布、平成28年4月1日から施行し、義務教育の学校種として、小学校と中学校に加え新たに「義務教育学校」を規定するなど、小中一貫教育を推し進めようとしています。

本市は、本年8月に策定した教育振興の基本指針である「舞鶴市教育振興大綱（計画期間：平成27年度～平成30年度）」において、本市が目指す育てたい子ども像「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」の育成に向け、0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実を目指しており、その手法の一つとして、小中一貫教育の実施に取り組むこととしています。

舞鶴市教育委員会としても、検討会議の提言を尊重するとともに、国や全国自治体の動向や成果等を踏まえ、小中一貫教育は、「義務教育9年間で修了するのにふさわしい学力の定着」、「豊かな人間性や社会性の育成」、「小・中学校教職員の協働による9年間を見通した一貫性のある指導」に期待できることから導入することを決め、このたび、関係者で議論を重ね、教育委員会としての基本的な考え方や方策を「舞鶴市小中一貫教育基本方針」として策定しました。

今後とも、本市の子どもたちの健やかな成長を願い、そのためのより質の高い教育を目指し、学校、家庭、地域と一体となって小中一貫教育の推進を図っていきます。

目 次

1. 本市の学校教育の現状と課題	1
(1) 学 力	
(2) 学校生活	
(3) 夢や目標	
2. 小中一貫教育の基本的な考え方	2
(1) 小中一貫教育の定義	
(2) 小中一貫教育の目指す目標	
3. 小中一貫教育の形態と小・中学校の組み合わせ	3
(1) 施設の形態	
(2) 小・中学校の組み合わせ	
(3) 学校の種類	
4. 小中一貫教育の教育区分（指導区分）	4
5. 小中一貫教育の概要	4
(1) 中学校区共通の教育目標の設定	
(2) 義務教育9年間を見通したカリキュラムの編成	
(3) 小学校高学年からの一部教科担任制の導入、小・中学校教職員による乗入授業の実施	
(4) 児童生徒交流事業の実施	
(5) 市の特色を活かした学習活動の推進	
① ふるさと学習の推進	
② 外国語教育の推進	
(6) 小中一貫教育推進のための組織の設置	
6. 地域ぐるみの教育環境づくり	6
(1) 全市中学校区に学校支援地域本部の設置	
(2) 地域社会と学校の連携事業	
(3) 積極的な情報提供	
7. 今後の進め方	7

1. 本市の学校教育の現状と課題

近年の少子高齢化や核家族化の進行、情報化や国際化の進展など、社会環境の急激な変化等によって、学校教育には様々な課題が生じており、家庭や地域においても、児童生徒の社会性を育成する機能が弱まっています。

本市においても例外ではなく、特に世代間や近隣とのつながりが弱まってきています。

また、子どもたちの身体的成長の早熟化や思春期の早期化が進み、60年以上経過した現在の義務教育6・3制は、子どもの成長等の変化に対応していないという状況があります。

本市においては、児童生徒の学習意欲の低下や家庭での学習習慣の未確立、学習のつまずき等を抱えたままでの進級・進学、さらに学年の進行とともに増大する不登校等の課題が生じています。

(1) 学 力

本市では、少人数教育による指導や教育課題に対応した加配教員の配置等によりきめ細かな授業を展開してきました。

しかしながら、京都府学力診断テスト等の結果からも明らかなように、小学校高学年から学習内容の理解が難しくなる傾向が見られ、特に、小学校から中学校へ進むとさらに増加する傾向があります。

また、学力の習得に大きな役割を果たす家庭での学習時間についても、平成26年度の京都府学力診断テストの質問紙調査では、30分未満の児童生徒が、小学校高学年では9%となっていますが、中学校第2学年では24%と、中学校に入り大きく増えています。

(2) 学校生活

本市では、児童生徒が、心豊かな学校生活を送れるよう、心の教育の充実を図るとともに、奉仕活動や体験活動など、創意ある教育活動を推進してきました。

しかしながら、小学校高学年から生徒指導上の課題が増える傾向が見られ、家庭や本人に起因するもののほか、中学校への生活環境の変化に適応できないなどの理由により、中学生の不登校が増加しており、平成25年度の中学生の不登校出現率は4.15%と、全国の2.69%、京都府の2.62%に比べて非常に高い状況にあります。

(3) 夢や目標

本市では、児童生徒が将来の夢を持ち、その夢の実現を目指し、夢チャレンジサポート事業や体験活動など、個に応じた教育活動を展開してきました。

しかしながら、学年が上がるにつれて自信を失い、将来の夢や目標を持ってない児童生徒が増えており、平成26年度の京都府学力診断テストの質問紙調査では、夢や目標を持っていない児童生徒が、小学校高学年では6%となっていますが、中学校第2学年では16%と、中学校に入り増えています。

さらに、中学生は府の12%に比べて夢を持ってない生徒が高い状況にあります。

2. 小中一貫教育の基本的な考え方

(1) 小中一貫教育の定義

本市が行う小中一貫教育は、義務教育9年間を連続した期間と捉え、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある学習指導・生徒指導を行うとともに、教職員や児童生徒が連携・交流を深めることにより、小学校と中学校が協働して系統的・継続的に行う、いわゆる「義務教育課程のシームレス化」を図る教育活動とします。

(2) 小中一貫教育の目指す目標

本市は、教育振興についての基本方針である教育振興大綱（計画期間：平成27年度～平成30年度）において、本市が目指す育てたい子ども像を「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」と定め、「知・徳・体」のバランスのとれた児童生徒の育成を目指し、各種教育施策を推進しています。

小中一貫教育は、教育振興大綱で定める育てたい子ども像の実現に向けた手法の一つです。

大綱で定める子ども像の実現を目指し、小中一貫教育による教育目標を

- I 義務教育9年間を修了するのにふさわしい学力の定着
- II 豊かな人間性や社会性の育成
- III 小・中学校教職員の協働による9年間を見通した一貫性のある指導とします。

①義務教育9年間を修了するのにふさわしい学力の定着

児童生徒の学力の充実・向上を図る上で、最も重要なことは、児童生徒にそれぞれの学年で習得すべき学習内容を確実に習得させることです。

小中一貫教育により、小学校課程6年間、中学校課程3年間において、一貫性を持った指導を行うことは、児童生徒の学習に対する悩みの解消や学習意欲を高め、学力の定着、ひいては充実・向上を図ることができます。

さらに、小学校において、小・中学校教員による教科の専門性を生かした授業、小学校教員が中学校において中学校教員とともに補充的な学習を行うことは、児童生徒の学校生活への不安を解消させるとともに、児童生徒の学びに連続性を持たせ、学習意欲の持続化を図ることができ、学力の定着に効果をもたらすことができます。

②豊かな人間性や社会性の育成

小中一貫教育により、系統的・継続的な道徳教育や児童生徒間の異年齢交流、地域の人々・社会集団との活動を9年間を通して計画的・発展的に行うことは、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育て、社会生活上のルールの習得等の社会性の育成に効果をもたらすことができます。

また、小・中学生が継続的に関わりを持つ活動は、小学生にとって、中学生が身近な憧れや目標となり日々の生活の意欲が高まるとともに、中学生にとって、自分の行動や発言に責任を持つ態度が養われ、より確かな自立（自律）へと近づくこと

ができます。

さらに、9年間を見通して、児童生徒の発達段階に応じた適時・適切な指導を行い、義務教育課程のシームレス化を行うことは、児童生徒に精神的安定をもたらし、着実な自己形成を促すことができます。

③小・中学校教職員の協働による9年間を見通した一貫性のある指導

小中一貫教育により、小・中学校教職員が小・中学校間の垣根をなくし、学習面・生徒指導面で学び合うことは、小・中学校教職員の協働意識が高まり、指導観や学力観、教育観等の相互理解が深まり、指導方法の改善など、教職員の指導力の向上が期待できます。

また、小・中学校教員が互いの学校文化や風土に触れることは、教員としての幅を広げることが期待できます。

さらに、小・中学校教員が、共通認識・目標を持って9年間の指導にあたることは、義務教育の担い手としての責任感が強まることが期待できます。

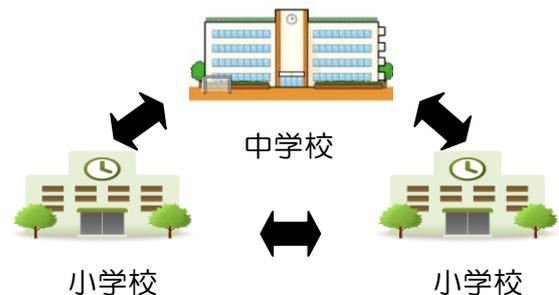
小・中学校教職員が、特別な支援を要する児童生徒の情報を密にし、協力体制を整え、小・中学校が児童生徒に継続的で一貫した支援を行うことは、児童生徒の個々の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できる資質や能力を伸ばすことが期待できます。

3. 小中一貫教育の形態と小・中学校の組み合わせ

(1) 施設の形態

小中一貫教育の施設形態には、大きく分けると「施設一体型」と「施設分離型」の2つの形態があります。

本市では、各小・中学校の施設の状況や立地条件等を踏まえ、既存の小・中学校を存続させ、児童生徒は現在の小・中学校に在籍しながら、中学校区単位で小中一貫教育を行う「施設分離型」を導入します。



(2) 小・中学校の組み合わせ

小学校と中学校の組み合わせは、現在の7中学校区とします。

(3) 学校の種類

国において、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育の促進を目的に、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が平成27年6月24日に公布、平成28年4月1日から施行され、義務教育の学校種として、小学校と中学校に加え新たに「義務教育学校」が規定されました。

この義務教育学校は、地域の実情に合わせ、カリキュラムや学年の区切りを変更できるメリットがある一方、校長は1人で、教員は原則として小・中学校教諭両方の免

許が必要となるなど、整理すべき課題もあります。

また、国が平成 26 年 5 月に実施した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、既に、小学校、中学校の学校種、施設分離型で小中一貫教育を導入する 882 件の 86%が成果を認めています。

本市においては、現時点では義務教育学校は導入せず、学校教育法第 1 条に規定される小学校と中学校とが協働して、小中一貫教育を推進します。

4. 小中一貫教育の教育区分（指導区分）

本市では、これまで、小学校課程 6 年間、中学校課程 3 年間の義務教育 9 年間を、それぞれの校種ごとに、小・中学校の教員が計画に基づき指導を行ってきました。

しかし、近年、子どもたちの身体的成長の早熟化や思春期の早期化が進み、現行の 6・3 制の教育区分の枠組みでは、現在の子どもの心身の成長・発達にそぐわなくなっていると言われてしています。

このような中、本市の小中一貫教育では、修業年限を学校教育法で規定される小学校課程 6 年間、中学校課程 3 年間としながら、義務教育 9 年間の教育区分（指導区分）を子どもたちの心身の発達段階・学習認識段階等に対応して、前期 4 年（小学校第 1 学年～小学校第 4 学年）を「基礎・基本の習得と定着」、中期 3 年（小学校第 5 学年～中学校第 1 学年）を「基礎・基本の活用」、後期 2 年（中学校第 2 学年～中学校第 3 学年）を「基礎・基本の活用と応用」とする 4・3・2 制とします。

修業年限	小学校課程 6 年間						中学校課程 3 年間		
学年区分	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
教育区分	前 期			中 期			後 期		
	基礎・基本 習得と定着			基礎・基本 活用			基礎・基本 活用と応用		

5. 小中一貫教育の概要

(1) 中学校区共通の教育目標の設定

全ての教職員が小学校と中学校の意識の垣根を取り除き、中学校区の小・中学校を一つの学校として、一丸となって小中一貫教育を進めるため、本市の目指す子ども像「ふるさと舞鶴を愛し 夢に向かって将来を切り拓く子ども」の実現を目指し、各中学校区で児童生徒の実態を踏まえ、共通の教育目標を設定します。

(2) 義務教育 9 年間を見通したカリキュラムの編成

児童生徒の学力の充実、さらなる向上を図るため、舞鶴市教育委員会において、現行の学習指導要領の中で、児童生徒の発達段階に応じた義務教育 9 年間を見通した系統的・継続的な標準カリキュラムを作成します。

さらに、各中学校区において、標準カリキュラムをもとに、地域や学校の実態、児童生徒の発達の過程や特性、学力課題等を考慮して、中学校区独自のカリキュラムを

作成します。

(3) 小学校高学年からの一部教科担任制の導入、小・中学校教職員による乗入授業の実施

児童の学級担任制から教科担任制へと指導体制が変わる環境変化への対応や、より専門的な教科指導、児童一人一人のニーズ、つまずきに対応するため、小学校高学年からの一部教科担任制や、小・中学校教員による一部乗入授業を導入します。

なお、導入教科は、中学校区の実態に応じた教科とします。

(4) 児童生徒交流事業の実施

児童生徒の自己存在感や自己肯定感の向上、コミュニケーション能力の育成を図るため、中学校区の特長や実態に合わせた合同の野外活動や奉仕活動など、小学校間、小・中学校間による交流事業を実施します。

また、中1ギャップの大きな要因の一つである児童の中学校進学時の学校生活への不安の緩和を図るため、中学生部員が小学校を訪問して小学生を指導する部活動体験や、小学生が中学校入学前に中学校舎で学校生活を体験する事業を実施します。

(5) 市の特色を活かした学習活動の推進

① ふるさと学習の推進

児童生徒が、地域や社会に関心や愛着を持ち、主体的に関わる態度を育てるため、総合的な学習の時間の中で、本市の最も重要な歴史の一つであるユネスコ世界記憶遺産の「引揚の史実」をはじめ、自然や歴史、文化、産業、伝統等、身近な題材をテーマとして取り上げた9年間を通じた系統的な「ふるさと学習」のカリキュラムを作成します。

さらに、児童生徒が、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ教育を推進するため、地域の人々や社会集団の協力を得て、野外活動や職場体験等の体験活動を実施します。

② 外国語教育の推進

「国際港湾・交流都市 舞鶴」に住む児童生徒として、英語を使ったコミュニケーション能力や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指し、小学校外国語活動担当教員と中学校外国語科教員による系統的・継続的な外国語教育を推進するための組織を置き、指導方法に関する相互研修等を実施します。

(6) 小中一貫教育推進のための組織の設置

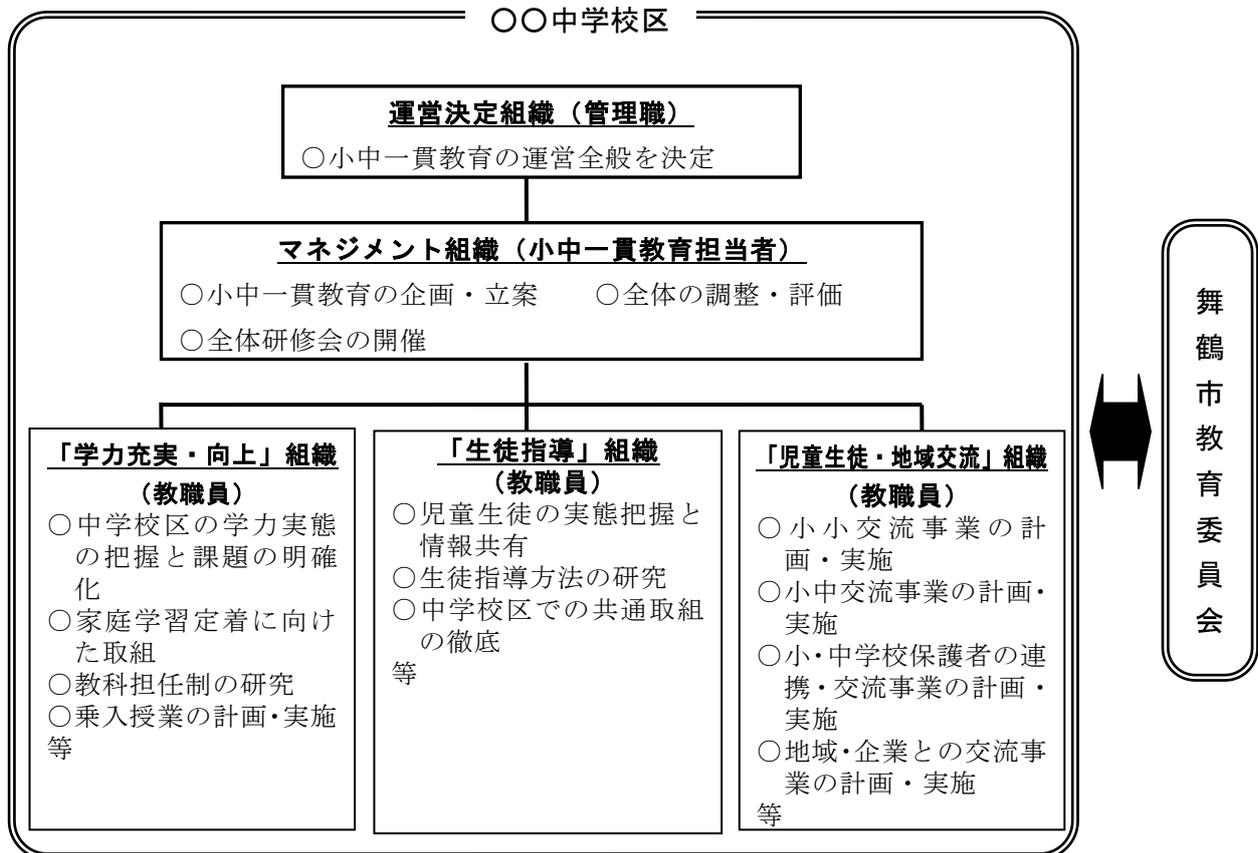
「舞鶴市小中一貫教育基本方針」に基づき、各中学校区において小中一貫教育を着実に進めるため、中学校区の管理職、教務主任、教職員で構成する下記組織を設置します。

○小・中学校の管理職で組織する中学校区の小中一貫教育の運営全般を協議・決定す

る組織

○小・中学校の小中一貫教育担当で組織する取組の企画・調整・評価等をマネジメントする組織

○小・中学校の教職員で組織する「学力充実・向上」、「生徒指導」、「児童生徒・地域交流」に関する各種取組を研究・実施する組織



6. 地域ぐるみの教育環境づくり

(1) 全市中学校区に学校支援地域本部の設置

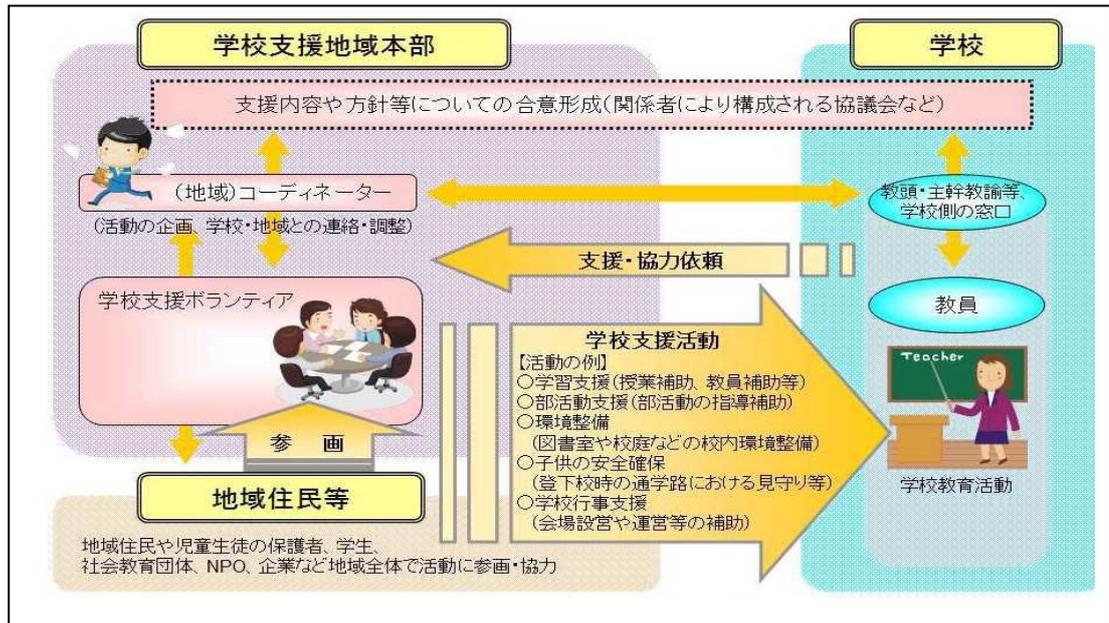
学校と地域社会は密接に結びついており、児童生徒の健やかな成長には、地域社会の教育力に負うところが大きいと思われます。

また、小中一貫教育を進める中で、地域の特色ある教育活動を推進していくためには、地域の方々の協力を得ることが必要になります。

このため、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみで児童生徒を育てる教育環境づくりとして、全中学校区に新たに「学校支援地域本部」を設置します。

この「学校支援地域本部」を核として、地域の教育力を学校教育につなげ、9年間を通じた『地域と歩む学校づくり』を目指し、地域人材や自然等を活用した学習活動を実施します。

■学校支援地域本部のイメージ（文部科学省HPより）



(2) 地域社会と学校の連携事業

児童生徒が、地域に誇りと愛着を持ち、社会に参画する意識や地域に貢献する公共の心を養うため、各中学校区が地域や企業と連携し、自然体験や社会体験、職場体験等の体験活動に取り組むとともに、児童生徒が、地域清掃活動等のボランティア、地域の祭りや伝統行事等に積極的に参加する環境づくりを行います。

(3) 積極的な情報提供

家庭や地域の小中一貫教育への理解と協力を得るため、各中学校区で小中一貫教育をメインとした公開授業を開催するとともに、市・学校の広報紙やホームページ等を通じて、小中一貫教育の取組状況を伝えるなど、積極的に情報提供を行います。

7. 今後の進め方

本市は、モデル事業方式で平成 28 年度から小中一貫教育の導入を開始し、モデル事業の取組の検証・充実を図りながら、平成 30 年度までの全市導入を目指します。